子ども食堂等の設置拡大等について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：福祉部　子ども室 子育て支援課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行（1） 法施行と都道府県の責務等* 平成26年１月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行された。
* 法は、都道府県の責務を「子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する」（第４条）ことと定め、都道府県は「子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努め」（第９条）、「子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずる」（第14条）こと等を規定している。

（2） 都道府県計画の策定と調査の実施* 府では、平成27年３月に「大阪府子ども総合計画」（以下「都道府県計画」という。）を策定し、これを法第９条に基づく都道府県計画と位置づけ、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取組により、子どもの貧困対策を推進している。（期間：本体計画 平成27～36年度、事業計画 平成27～31年度）
* また、府域における子どもの生活実態や学習状況を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うため、平成28年度に「子どもの生活に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）を実施した。

２　実態調査の概要* 調査対象　　　　　　小学５年生とその保護者及び中学２年生とその保護者
* 調査方法　　　　　　13市町（※１）を除く30市町村（13市町は個別調査）のエリアで8,000世帯（住民基

本台帳より無作為抽出）に対して調査票を郵送し、郵送にて回収を得た。43市町村では80,130世帯に配布（回収率62.3％）。なお、居住地域の記載欄はなし。（※１）13市町：大阪市、門真市、八尾市、豊中市、吹田市、能勢町、枚方市、交野市、柏原市、富田林市、大阪狭山市、和泉市、泉佐野市* 調査研究業務委託　　公立大学法人大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科（9,690千円）

※13市町は個別に委託契約* 調査結果（子どもの孤立防止に取り組む基となったデータを抜粋）

①放課後ひとりでいる子どもは約２割②困窮度が高いほど、家以外の大人や学校以外の友達と過ごす割合が低い③嫌なことや悩んでいるときの相談相手についての質問で「誰にも相談したくない」は約１割④７割近くの子どもが何らかの悩みを持っている など３　実態調査を踏まえた具体的取組の取りまとめ ≪子どもの孤立防止の取組の１つとしての「子ども食堂の府内全域展開、ネットワークの強化」≫* 府は、実態調査の結果を踏まえた課題の解決に向け、都道府県計画に掲げる事業等について、全庁挙げて点検を実施し、国、府、市町村の役割分担を踏まえながら「『子どもの生活に関する実態調査』を踏まえた子どもの貧困対策に関する具体的取組について（平成30年３月）」（以下「具体的取組」という。）を取りまとめた。
* この中で、「子どもの孤立防止」の取組の１つとして、「子ども食堂の府内全域展開、ネットワークの強化」が掲げられ、「【H30年度～】子ども食堂等（※２）の居場所づくりが府内全域で展開できるよう相談窓口の設置や広域調整機能について検討」とされた。

（※２）「子ども食堂等」：「子ども食堂」は、地域のボランティア等が子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含み、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されている（平成30年6月28日厚生労働省通知）。一方、府が府内全域展開に取り組む対象は、「子ども食堂等」。子ども食堂の他、食事提供を伴わない無償の学習塾や地域での交流の場等を含むものである。４　子ども食堂等の府内全域展開に係る府の取組（1） 府内の子ども食堂の把握等（平成29年度～）* 子ども食堂の数、所在地、連絡先、開催日、活動内容等について、市町村を通じた調査を実施し、平成30年９月現在の状況を把握している。
* また、把握した情報（運営者に掲載許可がとれたものに限る。）は、子ども食堂運営者間のネットワーク構築や府民・企業からの支援を促進するため、子ども食堂一覧として府ホームページに掲載している。

≪大阪府内の子ども食堂数（平成30年９月１日現在）≫３２９か所（９市町村はゼロ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：か所数）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大阪市 | 111 | 守口市 | 3 | 大東市 | 3 | 東大阪市 | 13 | 忠岡町 | 1 |
| 堺市 | 39 | 枚方市 | 21 | 和泉市 | 1 | 泉南市 | 0 | 熊取町 | 1 |
| 岸和田市 | 15 | 茨木市 | 14 | 箕面市 | 2 | 四條畷市 | 2 | 田尻町 | 0 |
| 豊中市 | 17 | 八尾市 | 14 | 柏原市 | 1 | 交野市 | 2 | 岬町 | 0 |
| 池田市 | 6 | 泉佐野市 | 7 | 羽曳野市 | 3 | 大阪狭山市 | 1 | 太子町 | 3 |
| 吹田市 | 2 | 富田林市 | 7 | 門真市 | 9 | 阪南市 | 0 | 河南町 | 0 |
| 泉大津市 | 5 | 寝屋川市 | 8 | 摂津市 | 3 | 島本町 | 2 | 千早赤阪村 | 0 |
| 高槻市 | 0 | 河内長野市 | 0 | 高石市 | 3 | 豊能町 | 0 |  |
| 貝塚市 | 4 | 松原市 | 4 | 藤井寺市 | 1 | 能勢町 | 1 | 　 |

* 上の状況把握対象は子ども食堂に限定されており、子ども食堂等については、監査時点（令和元年８月）で把握されていなかった。

（2） 新子育て支援交付金による市町村の取組支援（平成29年度～）* 平成27年度から子育て支援施策の向上に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む事業を支援するため交付している新子育て支援交付金について、平成29年度に「子どもの居場所づくり事業」を優先配分枠のモデルメニューに追加した。
* これにより、子ども食堂等の居場所づくりを行うとともに、気になる家庭への見守りを行う等、ＮＰＯや民間事業者と連携して地域全体で子どもや家庭を支援できる体制整備を行う市町村を支援（事業実施に当たっての備品購入費や施設改修費、運営に必要な人件費・食材費・消耗品費（食器・学習用品等の購入費）・光熱水費・保険料等を補助（１事業当たり上限500万円））している。
* 平成29年度11市町、平成30年度16市町

（新子育て支援交付金優先配分枠の決算額：平成29年度487,498千円、平成30年度478,002千円）（3） 子ども食堂サミットｉｎ大阪（平成29年度）* 取組拡大のため、子ども食堂に取り組んでいる団体やこれから活動を始めようとする者の交流の場として、平成29年11月に「子ども食堂サミットｉｎ大阪」を開催した。参加者413 名（子ども食堂運営者、学生、企業、福祉団体、行政機関関係者など）。
* サミット終了後のアンケート結果においては、「食堂の設置や取組が更に進んでいくことが必要だと改めて感じた。」や「官・民・地域が一体となって継続していけるような仕組みづくりが必要だと思った。」、「企業（経済界）と、子ども食堂や居場所づくりの取組を結ぶしくみづくりに期待。」といった感想・意見が寄せられ、「とても満足」、「やや満足」との回答が約８割であった。
* 開催費用 1,001千円（本事業に対し、民間からの寄附1,000千円）

（4） こども食堂コンシェルジュ事業（平成30年度）* 各地域における子ども食堂等の居場所づくりの取組を進めるに当たり、広域的に取り組む必要のある事業（子ども食堂等居場所づくりの開設・運営継続に係るノウハウ（相談窓口）の提供、ボランティアや物品寄贈の際の調整、地域ネットワークのモデルづくり）を実施するため、子ども食堂コンシェルジュ事業を実施した。
* 助成金上限4,500千円・実績額4,489千円

５　府の役割・立場* 府は、「子ども食堂等の居場所づくりの必要性は、各地域の貧困家庭数等の状況に加え、学校、福祉部局、地域を含む様々な取組の状況を踏まえ、市町村において把握するもの」であり、「府は全ての市町村において取組が進められるよう支援する」役割・立場であるとの認識の下に、上述の事業に取り組んでいる。
* このため、監査時点（令和元年８月）では、市町村ごとの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの数、進学率等といった地域（市町村ごと）の実情については、把握されていなかった。

６　次期都道府県計画の策定* 府は、令和２～６年度を計画期間とする次期都道府県計画の策定を予定している。
 | 府は、子どもの貧困対策に関する具体的取組の一つとして、子ども食堂等の府内全域展開等に取り組むこととしており、広域自治体として市町村を支援する役割・立場から、複数の事業を実施している。事業実施に当たり、府は、平成28年度に実態調査を実施し、府域の状況について一定把握しているものの、地域ごとの生活保護世帯に属する子どもの数等や、施策対象である子ども食堂等のうち、食事提供を伴わない子ども食堂以外のものがどのような形態・内容で、どの程度存在するか等については、把握していない。 | 広域自治体として、市町村の取組を効果的に支援し、最少の経費で最大の取組促進を図るためには、地域ごとの生活保護世帯に属する子どもの数等や、施策対象である子ども食堂等のうち、食事提供を伴わない子ども食堂以外のものがどのような形態・内容で、どの程度存在するか等について把握し、各市町村の直面する課題やニーズを分析して効果的に事業を推進することが肝要である。このため、速やかにこれらを把握・分析し、次期計画に反映することを検討されたい。 |

|  |
| --- |
| 措置の内容 |
| 市町村ごとの生活保護世帯の子どもの数や、その地域の子どもの総人数に占める割合について把握を行い、生活保護世帯の子どもが多い（経済状況が厳しい）地域の把握を行った。また、子どもの居場所の状況について、市町村を通じて調査した結果、食事を提供していない居場所が府内に５５か所あり、それらの居場所では、子ども同士の遊びの場や、読書や工作の機会の提供、自学自習のサポート、保護者に対する相談支援などの取組が行われていることを把握した。これらの状況と、アンケート及びヒアリングに基づき分析した市町村の直面する課題も踏まえ、令和２年３月に策定した第二次大阪府子どもの貧困対策計画において、子どもの居場所づくりへの支援、市町村との連携強化・地域の実情把握等を掲げ、財政支援等を行うことにより地域が主体となった市町村の取組をより効果的に支援し、子どもの貧困対策を一層推進することとした。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年８月８日、事務局：令和元年６月６日から同年７月４日まで）